

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御浜町長

公表日

平成27年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への照会及び進達 ・被保険者の資格取得の届出の受付及び勧奨 ・被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への照会及び進達 ・被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への照会及び進達 ・生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への照会及び進達 ・老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への照会及び進達
③システムの名称	宛名・口座システム、国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
- (2)国民年金特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一31の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長	税務住民課長 山田 一成

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務住民課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0512
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

